

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 4 日 (火) 第2835号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火、金)
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則 (※) (県立病院課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (財政課取扱い) 5
- 平成24年度技能検定 (後期) 実施公告 (雇用労政課取扱い) 8

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 10

公 安 委 員 会 公 告

○警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

県立病院局企業管理規程

○県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 13

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第54号

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則 (平成18年鹿児島県規則第51号) の一部を次のように改正する。

本則第2号中「消化器外科部長」の次に「小児外科部長」を加え、「耳鼻いんこう科部長」を「耳鼻咽喉科部長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1002号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多郡字馬場1554番, 1555番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市加治木町小山田字新開1985番3, 1987番1, 1987番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡南大隅町根占辺田字石落1786番イ, 字桐木1790番1, 1790番3, 根占横別府字牧口迫3714番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石落1786番イ（次の図に示す部分に限る。）、字桐木1790番1、1790番3、字牧口迫3714番1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1005号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
日置市吹上町中原字瀉1352番15、1352番18、1352番19、1352番21、1352番24、1352番26から1352番28まで、1352番30、1352番31、1352番35、1352番37、1352番38、1352番41、1352番42
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1006号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
日置市吹上町中原字瀉1352番15、1352番18、1352番19、1352番21
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1007号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年9月4日から同月18日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町秋目784番地 片平正徳
南さつま市坊津町秋目744番地 今城雅彦
南さつま市坊津町秋目1032番地3 吉田和夫
- 2 加入区
秋目加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白百合土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 平山 良市 大島郡和泊町大字根折654番地2
理事 大南 正彦 大島郡和泊町大字大城78番地1
理事 松井 末照 大島郡和泊町大字玉城1325番地
理事 皆村 博幸 大島郡和泊町大字皆川519番地1
理事 重村 栄一 大島郡和泊町大字古里501番地1
理事 栄 勝司 大島郡和泊町大字内城397番地2
理事 瀬島 勝夫 大島郡和泊町大字瀬名1112番地1
理事 新納 澄夫 大島郡知名町大字上城748番地2
理事 山本 信二 大島郡和泊町大字仁志316番地
理事 西 安秀 大島郡和泊町大字谷山339番地
理事 岸田 稔治 大島郡和泊町大字後蘭99番地1
理事 沖吉 四郎 大島郡和泊町大字国頭1149番地6
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 泉 秀樹 大島郡和泊町大字出花1212番地7
理事 勝男 六弘 大島郡和泊町大字西原838番地
理事 平田 春夫 大島郡和泊町大字和960番地4
理事 大福 敏三 大島郡和泊町大字和300番地3
理事 西 義彦 大島郡和泊町大字畦布1016番地
理事 上山 富秀 大島郡和泊町大字出花846番地3
監事 吉田秀治郎 大島郡和泊町大字国頭2384番地
監事 大野 安盛 大島郡和泊町大字根折1025番地1
監事 山元 博文 大島郡和泊町大字手々知名525番地2
（任期 平成24年8月13日から平成28年8月12日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所

理事	平山	良市	大島郡和泊町大字根折654番地2
理事	大南	正彦	大島郡和泊町大字大城78番地1
理事	長野	恒夫	大島郡和泊町大字玉城1098番地1
理事	重村	栄一	大島郡和泊町大字古里501番地1
理事	瀬川	静一郎	大島郡和泊町大字瀬名52番地3
理事	野村	栄治	大島郡和泊町大字永嶺53番地
理事	山本	信二	大島郡和泊町大字仁志316番地
理事	西	安秀	大島郡和泊町大字谷山339番地
理事	岸田	稔治	大島郡和泊町大字後蘭99番地1
理事	沖吉	四郎	大島郡和泊町大字国頭1149番地6
理事	喜井	一仁	大島郡和泊町大字喜美留411番地4
理事	泉	秀樹	大島郡和泊町大字出花1212番地7
理事	東	明人	大島郡和泊町大字手々知名138番地5
理事	平田	春夫	大島郡和泊町大字和960番地4
理事	大福	敏三	大島郡和泊町大字和300番地3
理事	上山	富秀	大島郡和泊町大字出花846番地3
監事	吉田	秀治郎	大島郡和泊町大字国頭2384番地
監事	大野	安盛	大島郡和泊町大字根折1025番地1
監事	山元	博文	大島郡和泊町大字手々知名525番地2

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する物件及び担当部局
別表のとおりとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 鹿児島県が定める鹿児島県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約の内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。

3 入札の方法等

- (1) 本入札は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による電子入札とする。

(2) 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、あらかじめ公有財産売却システムにより入札参加の仮申込みの手続を行った後、県ガイドラインに定める申込書により、別表に記載している担当部局に入札への参加を申し込まなければならない。

(3) 入札参加申込みの受付期間

平成24年9月5日（水）から同月21日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（同月5日（水）にあつては午後1時から午後5時15分まで、同月21日（金）にあつては午前8時30分から午後2時まで）とする。

なお、郵送の場合は、平成24年9月21日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 入札期間並びに開札の日時及び場所

ア 入札期間

平成24年10月5日（金）午後1時から同月12日（金）午後1時までとする。

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時 平成24年10月12日（金）午後1時

(イ) 場所 鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(5) 県ガイドライン

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県ガイドラインによる。

イ 県ガイドラインの交付場所及び交付期間

(ア) 交付場所

公有財産売却システム及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）とする。

(イ) 交付期間

平成24年9月5日（水）午後1時から同年10月12日（金）午後1時までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3の(5)のイに同じ。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、県ガイドラインに定める方法により、別表に定める額の入札保証金を契約担当者が指定した日時までに納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札期間終了後還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当するものとする。

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(7) 予定価格に達していない入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 用途の制限等

(1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金の納付に代えて入札保証金を充当する。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

12 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		担当部局
1	物件	土地	鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課 電話番号 099-286-2658
	所在地	南九州市知覧町瀬世字檜原宅2468番2	
	面積	622.23平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	2,560,000円	
	入札保証金	256,000円	
2	物件	土地	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目8010番, 8018番5	
	面積	12,772.37平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	61,270,000円	
	入札保証金	6,127,000円	
3	物件	土地	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目8011番3, 8040番	
	面積	2,786.78平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	9,900,000円	
	入札保証金	990,000円	
4	物件	土地	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目8020番1	
	面積	1,608.94平方メートル	
	地目	宅地	

予定価格	9,400,000円
入札保証金	940,000円

平成24年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成24年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

平成24年 9 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めつき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，機械保全，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査，機械保全，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，石材施工（石材加工に係るものに限る。），みそ製造，建築大工，かわらぶき，配管，厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工，防水施工（アスファルト防水工事及び塩化ビニル系シート防水工事に係るものに限る。），ガラス施工，機械・プラント製図，塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。），義肢・装具製作及び舞台機構調整

(3) 3級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），冷凍空気調和機器施工，和裁，建築大工，配管（建築配管に係るものに限る。）及び機械・プラント製図

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

なお、(1)から(4)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成24年12月3日（月）から平成25年2月17日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	平成25年1月20日（日）
(3級) 機械検査 電気機器組立て 配管	平成25年1月20日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成	平成25年1月27日（日）

形 パン製造	
(1級及び2級) 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 みそ製造 厨房設備施工 コンクリート圧送施工 防水施工 機械・ プラント製図	平成25年1月27日（日）
(3級) 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	平成25年1月27日（日）
(単一等級) バルコニー施工	平成25年1月27日（日）
(1級及び2級) 舞台機構調整	平成25年1月30日（水）
(1級及び2級) 機械保全 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築 大工 かわらぶき 鉄筋施工 塗装 義肢・装具製作	平成25年2月3日（日）
(3級) 和裁 建築大工	平成25年2月3日（日）
(単一等級) 樹脂接着剤注入施工	平成25年2月3日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

- (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）
- (2) 実技試験 16,500円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。）にあつては、11,000円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成24年10月1日（月）から同月12日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年10月12日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を平成25年3月15日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、平成25年3月15日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、平成25年3月15日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

- (1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
- (2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。
- (3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。
- (4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年9月4日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 影の軍団～疾風驀進～M 2 - T E	株式会社 E X C I T E	2P0760
回胴式遊技機	ニーマルニーマリウァイス2	株式会社スター	2S0689
回胴式遊技機	K O F 3 D	株式会社 S N K プレイモア	2S0740

公安委員会公告

警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年9月4日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 空港保安警備業務1級

平成24年12月6日（木）午前9時から午後5時まで

イ 空港保安警備業務2級

平成24年12月5日（水）午前9時から午後5時まで

ただし、いずれの検定も、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

② 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

③ 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

① 空港保安警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

② 空港保安警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

① 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

① 警備業務に関する基本的な事項

② 法令に関すること。

③ 乗客等の接遇に関すること。

④ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

⑤ 空港に関すること。

⑥ 空港保安警備業務の管理に関すること。

⑦ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

① 乗客等の接遇に関すること。

② 手荷物等検査に関すること。

③ 空港保安警備業務の管理に関すること。

④ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

② 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

① 警備業務に関する基本的な事項

② 法令に関すること。

③ 乗客等の接遇に関すること。

④ 手荷物等検査に関すること。

⑤ 空港に関すること。

⑥ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

① 乗客等の接遇に関すること。

② 手荷物等検査に関すること。

③ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

① 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成24年10月23日（火）から同年11月2日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

- (ア) 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後，空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3(1)アに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3(1)イに該当する場合に限る。） 1通

イ 空港保安警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

空港保安警備業務1級及び同2級ともに，16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお，検定申請書を受理した後は，検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。

なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては，筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは，鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月4日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第5号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表消化器外科部長の項の次に次のように加える。

小児外科部長	小児外科診療等に関する事務
--------	---------------

第9条第2項の表耳鼻いんこう科部長の項中「耳鼻いんこう科部長」を「耳鼻咽喉科部長」に、「耳鼻いんこう科診療等」を「耳鼻咽喉科診療等」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。